

令和8年度野辺地町不良住宅等除却事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野辺地町空家等対策計画に基づき、町内の景観及び町民の安全安心の確保を図ることを目的に、町内に存する不良住宅及び特定空家等の除却を行う者に対して、予算の範囲内において、野辺地町不良住宅等除却事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、野辺地町補助金等の交付に関する規則（昭和56年野辺地町規則第2号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 町がこの要綱に基づき、不良住宅及び特定空家等の除却費用を補助する事業をいう。
- (2) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「特別措置法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (3) 特定空家等 特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等であると町が認めたものをいう。
- (4) 不良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅をいう。
- (5) 住宅 併用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の二分の一未満のものをいう。）を含み、一戸建て、長屋建て又は共同建ての住宅をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象空家」という。）は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 町内に存する不良住宅（特定空家等を含む。）であり、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるものであること。
- (2) 補助金の交付決定前に、除却工事に着手しておらず、かつ、工事契約

を締結していないものであること。

- (3) この補助事業以外の補助金等の交付を受けていないものであること。
- (4) 公共事業による移転、建替え等の補償の対象となっていないものであること。
- (5) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権を有していないものであること。
- (6) 特別措置法第22条第3項に規定する命令の対象となっていないものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象空家としない。

- (1) 火災保険等の補償の対象となった空家等で、除却費用以上の保険金が支払われる場合
- (2) 野辺地町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成4年野辺地町条例第22号）第13条に規定する手数料の減免を受ける場合

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象空家の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書）に現在の所有者として記録されている者（以下「所有者」という。）
- (2) 前号の所有者が死亡している場合は、その法定相続人とされる者（以下「相続人」という。）
- (3) 前2号に定める者から委任を受けた者
- (4) 前3号に定める者のほか、町長が特に認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。ただし、前項第4号の規定により補助対象者となった者については、この限りでない。

- (1) 補助対象空家に所有権以外の物件（賃借権を含む。）の設定がある場合において、権利者全員から同意を得られない者
- (2) 所有者又は相続人が複数の場合において、当該不良住宅等の除却について、全ての所有者又は相続人の同意を得られない者、又は所有者と補助対象空家が存する土地の所有者が異なる場合において、全ての土地の所有者（土地の所有者が死亡している場合は、その法定相続人）の同意を得られない者。ただし、当該補助金を申請しようとする者が、紛争等が生じた場合の誓約書の提出ができる者である場合は、この限りでない

い。

- (3) 町税に滞納がある者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等
- (5) その他町長が不相当と認めた者

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する補助対象空家の除却工事であって、町内に本店又は営業所等を有し、次に掲げる事業者に請け負わせる工事とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第10号）に基づく建設業のうち、解体工事業の許可を受けた建設業者
 - (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けた解体撤去工事業者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

- (1) 補助金の交付を決定する前に着手又は契約を締結した工事（補助対象空家の状況により緊急に工事を要する事情がある場合を除く。）
- (2) 他の制度等による補助金の交付を受けようとする工事
- (3) 補助対象空家の一部を除却する工事（樹木、地中埋設物等で、周辺に影響を及ぼさない場合等、特別の理由があると認められるものを除く。）
- (4) 補助対象空家とは別棟の物置や塀等を除却する工事（補助対象外であっても、周辺への影響を考慮し、除却を命じる場合がある。）
- (5) その他町長が不相当と認める工事

（補助対象経費及び補助金の交付額等）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象工事に要する費用と国土交通大臣が定める標準除却費により算定した額を比較し、いずれか低い方の額とする。

- 2 前項に規定する国土交通大臣が定める標準除却費は、当該年度における「住宅局所管事業に係る標準建設費等について（国土交通事務次官通知）」に規定する除却工事費とする。
- 3 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、50万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添えて、不良住宅等除却事業費補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事实施(変更)計画書(様式第2号)
 - (2) 所有者又は相続人から委任を受けた者が行う場合は、委任状(様式第3号)
 - (3) 工事見積書の写し
 - (4) 建物平面図
 - (5) 現場写真
 - (6) 住宅の所有者が確認できる書類
 - (7) 所有者又は相続人が複数の場合は、除却工事施工同意書(様式第4号)
 - (8) 所有権以外のその他の権利(賃借権を含む。)がある場合は、当該権利者の同意書
 - (9) 補助対象空家と土地の所有者が異なる場合は、除却工事施工同意書(土地)(様式第5号)
 - (10) 所有者、相続人又は土地所有者の同意が得られない場合は、誓約書(様式第6号)
 - (11) 町税の完納証明書
 - (12) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の申請書は、当該年度の12月28日までに提出しなければならない。ただし、申請書の提出が9月1日以降となる場合は、8月31日までに補助金を申請する予定であることを、事前に町に相談しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地確認を行うものとする。なお、建築物の内部を確認しなければ当該建築物が不良住宅であるかの判定ができないときは、申請者の同意を得て当該建築物に立ち入って調査するものとする。

- 2 審査の結果、適正であると認められるときは、速やかに補助金の交付を決定し、不良住宅等除却事業費補助金交付決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとし、不適当と認められたときは、不良住宅等除却事業費補助金不交付決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、補助金の交付の決定に当たり必要な条件を付することができる。

(補助金の交付の条件)

第9条 申請者は、補助金交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合には、不良住宅等除却事業費補助金交付変更承認申請書(様式第9号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止する場合には、あらかじめ不良住宅等除却事業費補助金交付中止承認申請書(様式第10号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 前号の規定による届出があったときは、前条第2項の規定による補助金の交付決定はなかったものとみなす。
- (4) 第1項及び第2項に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、第8条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、町長に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、交付の決定がなかったものとみなす。

(事業が期日までに完了しない場合等の報告)

第11条 申請者は、事業が交付決定に付された期日までに完了しない場合は、町長の指示を受けなければならない。

2 申請者は、事業の遂行が困難になった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 申請者は、補助事業が完了したときは、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて、不良住宅等除却工事完了実績報告書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事代金領収書又は請求書の写し(銀行振込の場合は、振り込んだことが確認できるものの写し)
- (3) 工事状況写真(施工前、施工後及び工事の内容が確認できるもの)

- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定による届出の写し（補助対象工事が同法第9条第1項の対象建設工事に該当するものに限る。）
 - (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3の産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項第5号について、補助対象空家の除却を行った事業者が産業廃棄物を自社で運搬・処分した場合は、その廃棄物についてはマニフェストの提出を要しない。

また、補助対象空家の除却が行われた日から60日以上経過しても廃棄物処理業者からのマニフェストE票の返送がない場合又は当該マニフェストの返送が当該年度の3月31日以降になると見込まれる場合は、マニフェストB2票又はD票の写しを実績報告書に添付するものとし、マニフェストE票が発行された時点で速やかにその写しを町に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

- 第13条 町長は、前条の完了実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、不良住宅等除却事業費補助金確定通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。
- 2 申請者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに不良住宅等除却事業費補助金交付請求書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

- 第14条 町長は、前条第1項の規定による額の確定後、同条第2項の請求があった場合に、申請者に補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

- 第15条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) この要綱で定める事項に違反したとき。

- (5) この要綱の規定に基づく町長の指示又は命令に違反したとき。
 - (6) 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
 - (7) 補助事業の遂行ができないとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定者に対し、不良住宅等除却事業費補助金交付取消通知書（様式第14号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、不良住宅等除却事業費補助金返還請求書（様式第15号）により期限を定めてその全部又は一部を返還させるものとする。

（関係書類の保管）

第17条 申請者は、補助金の交付を受けた補助対象事業の実施状況等を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を整備し、これらを5年間保存しておかなければならない。

（任意様式の使用）

第18条 町に提出する申請書等の様式については、この要綱で定めるもののほか、必要事項が網羅されていると認められる場合は、任意の様式を使用できるものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

野辺地町長 宛

申請者 住所
氏名
電話番号

不良住宅等除却事業費補助金交付申請書

野辺地町不良住宅等除却事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請に当たり、要綱の規定を遵守するとともに、本申請の内容が事実と相違ないことを誓約します。

また、申請内容の確認のため、申請者情報について関係機関へ照会する必要があることについて承諾します。

1 補助対象空家の所在地及び所有（管理）者

所在地：

所有（管理）者：

2 補助対象経費 円

3 補助金交付申請額（千円未満切り捨て） 円

添付書類

- (1) 除却工事実施（変更）計画書（様式第2号）
- (2) 委任状（様式第3号）
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 建物平面図
- (5) 現場写真
- (6) 住宅の所有者が確認できる書類
- (7) 所有者又は相続人が複数の場合は、除却工事施工同意書（様式第4号）
- (8) 所有権以外のその他の権利（賃借権を含む。）がある場合は、当該権利者の同意書
- (9) 補助対象空家と土地の所有者が異なる場合は、除却工事施工同意書（土地）（様式第5号）
- (10) 所有者、相続人又は土地所有者の同意が得られない場合は、誓約書（様式第6号）
- (11) 町税の完納証明書
- (12) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

除却工事实施（変更）計画書

申請者	住所 氏名		
施工者	会社名	担当者氏名	
	住所	連絡先	
除却工事開始予定日	年	月	日
除却工事完了予定日	年	月	日

1 補助対象空家の概要

所在地	野辺地町字		
建築年	年	用途	
敷地面積	m ²	建築面積	m ²
床面積	m ²		
構造	造、一部	階数	地上 階 地下 階

2 交付申請額の算出

除却工事費	円
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円

注)

- 1 除却工事費は、補助対象となる補助対象空家の除却及び処分に要する費用を記入すること。
- 2 補助金交付申請額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 3 変更申請の場合には、変更前の記載内容を、その上段に（ ）書きすること。

様式第3号（第7条関係）

委任状

野辺地町長 宛

私は、 _____ を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

野辺地町字 _____ の補助対象空家の除却に対する野辺地町不良住宅等除却事業費補助金の申請、請求並びに受領に関する一切の権限

年 月 日

委任者 住所
氏名
電話番号

受任者 住所
氏名

様式第4号（第7条関係）

除却工事施工同意書

野辺地町長 宛

私が所有者（相続人）である下記の不良住宅等を、_____が代表者となり、除却工事を行うことに同意します。

年 月 日

記

補助対象空家の所在地 野辺地町字

申請者（代表者）住所
氏名

他の所有者又は相続人 住所
氏名 印

住所
氏名 印

住所
氏名 印

住所
氏名 印

様式第5号（第7条関係）

除却工事施工同意書（土地）

野辺地町長 宛

私が所有者（相続人）である下記の土地に存する不良住宅等を、_____が代表者となり、除却工事を行うことに同意します。

年 月 日

記

補助対象空家の所在地 野辺地町字

申請者（代表者）住所

氏名

土地の所有者又は相続人 住所

氏名

印

住所

氏名

印

住所

氏名

印

住所

氏名

印

様式第6号（第7条関係）

誓約書

野辺地町長 宛

私は、野辺地町不良住宅等除却事業費補助金の実施にあたり、下記物件に係る紛争等が生じた場合、責任を持って解決し、町に対して一切の損害を与えないことを誓約します。

年 月 日

記

補助対象空家の所在地 野辺地町字

誓約書を提出するに至った理由

申請者（代表者）

住所

氏名

印

様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

野辺地町長

不良住宅等除却事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった野辺地町不良住宅等除却事業費補助金について、下記のとおり補助金交付額が決定したので、野辺地町不良住宅等除却事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1. 家屋等の所在地	青森県上北郡野辺地町字
2. 事業完了日	年 月 日
3. 補助金交付決定額	円
4. 補助金交付時期	除却事業費補助金確定後

(注) 補助金交付額は、除却工事費用の確定により変更することがあります。除却工事完了後に提出される完了報告書を審査し、現地確認の上、補助金の交付額を確定し、申請者に通知します。

様式第8号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

野辺地町長

不良住宅等除却事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった野辺地町不良住宅等除却事業費補助金については、下記の理由により補助金を交付しないことを決定したので、野辺地町不良住宅等除却事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

（理由）

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

野辺地町長 宛

申請者 住 所
氏 名
電話番号

不良住宅等除却事業費補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記事業について、当該交付決定の額及びその内容を変更したいので、野辺地町不良住宅等除却事業費補助金交付要綱第9条の規定により、事業の変更を承認くださいますようお願い書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|---|---------|----|
| 1 | 前回交付決定額 | 千円 |
| | 変更交付申請額 | 千円 |
| | 変更増減額 | 千円 |
- 2 事業完了予定日 年 月 日
- 3 変更の理由
- 4 添付書類
- (1) 除却工事实施（変更）計画書（様式第2号）
 - (2) 工事見積書の写し
 - (3) 建物平面図
 - (4) 現場写真
 - (5) その他町長が必要と認める書類

様式第10号（第9条関係）

年 月 日

野辺地町長 宛

申請者 住 所
氏 名
電話番号

不良住宅等除却事業費補助金交付中止承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記事業について、次のとおり中止したいので野辺地町不良住宅等除却事業費補助金交付要綱第9条の規定により、事業の中止を承認くださいますよう申請します。

記

1 交付決定額 千円

2 事業の中止の理由

様式第11号（第12条関係）

年 月 日

野辺地町長 宛

申請者 住 所
氏 名
電話番号

不良住宅等除却工事完了実績報告書

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定を受けた野辺地町不良住宅等除却事業費補助金について、次のとおり実績報告をします。

記

1 補助金交付決定額及び精算額

補助金交付決定額	千円
補助金精算額	千円

2 補助事業の実施期間

自	年	月	日
至	年	月	日

3 添付書類

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事代金領収書又は請求書の写し（銀行振込の場合は振込んだことが確認できるものの写し）
- (3) 工事状況写真（施工前、施工後及び工事の内容が確認できるもの）
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定による届出の写し（補助対象工事が同法第9条第1項の対象建設工事に該当するものに限る。）
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3の産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

様式第12号（第13条関係）

第 年 月 日
号

様

野辺地町長

不良住宅等除却事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった不良住宅等除却事業費について、下記のとおり補助金が確定したので、野辺地町不良住宅等除却事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定により通知します。

記

1. 補助対象空家の所在地 野辺地町字
2. 補助金確定額 金 円

様式第13号（第13条関係）

年 月 日

野辺地町長 宛

住 所 〒
氏 名

印

(押印省略可)

※押印を省略した場合は記入

発行責任者 氏名 _____ 電話番号 _____

不良住宅等除却事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で野辺地町不良住宅等除却事業費補助金の確定通知を受けたので、野辺地町不良住宅等除却事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 金 _____ 円

2. 添付書類 振込依頼書

様式第14号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

野辺地町長

不良住宅等除却事業費補助金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した野辺地町不良住宅等除却事業費補助金について、下記の理由により補助金の（全部・一部）を取り消したので、野辺地町不良住宅等除却事業費補助金交付要綱第15条第2項の規定により通知します。

記

1. 補助金交付額

（取消前） 円

（取消後） 円

2. 理由

様式第15号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

野辺地町長

不良住宅等除却事業費補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号の不良住宅等除却事業費補助金交付取消通知書に基づき、野辺地町不良住宅等除却事業費補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

1. 返還すべき金額 金 円
2. 返還期限 年 月 日まで
3. 返還方法 別紙納付書による
4. 返還理由